

Title	応用美術の著作物性に関する欧州連合司法裁判所Cofemel判決
Sub Title	No higher bar for designs (CJEU Cofemel)
Author	小泉, 直樹(Koizumi, Naoki)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2022
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.47 (2022. 1) ,p.45- 63
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20220117-0045">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20220117-0045</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 応用美術の著作物性に関する 欧州連合司法裁判所 Cofemel 判決

小 泉 直 樹

- 1 本判決の意義
- 2 国内裁判所における事件の経緯
- 3 法務官意見
- 4 先行判決
- 5 本判決後の状況

## 1 本判決の意義

2019年9月12日、欧州連合司法裁判所（the Court of Justice of the European Union 以下「ECJ」という。）Cofemel - Sociedade de Vestuário, SA v G-Star Raw CV, C-683/17, EU:C:2019-721 先行判決<sup>1)</sup>（以下「Cofemel 判決」という。）は、衣服等のデザインについても、他の種類の著作物についてこれまで ECJ 判例が示してきたものと同様の基準によって著作物性が判断されるべきであり、したがって、加盟国の著作権法上、デザインの保護について、実目的を超えた、特

---

1) preliminary ruling [英], l'arrêt préjudiciel [仏]. 外務省「EU 関連用語集」は、「先行判決」と呼び、「加盟国の裁判所に係属する事件について、基本条約の解釈又は EU の機関・部局等の行為の有効性及び解釈に関する問題点が生じた場合に加盟国の裁判所が審判の前提として当該問題点についての判断が必要と認めるときは、ECJ に対し、当該問題点について意見（＝先行判決）を求めることができる」と解説している。この他、「先決判決」（「忘れられる権利」の判決について知りたい）EU MAG [駐日欧州連合代表部] vol. 30 [2014年]、庄司克宏『新 EU 法 基礎篇』141 頁 [岩波書店、2013年]、「先決裁定」（中村民雄＝須網隆夫『EU 基本判例集』15 頁 [中村民雄] [日本評論社、第3版、2019年]）の訳もある。

段の美的に顕著な視覚的効果の存在を要件とすることは、EU 情報社会指令（Directive on the harmonisation of certain aspects of copyright and related rights in the information society）<sup>2)</sup> に違反する、と説示した。

長く ECJ の判断が俟たれてきた重要論点に関する判断であり、大きな反響を呼んでいる。

## 2 国内裁判所における事件の経緯

Cofemel 社（以下「C 社」）と G-Star 社（以下「G 社」）はいずれも衣服のデザイン、製造、販売会社である。

1980 年代以来、G 社は商標 G-STAR、G-STAR RAW、G-STAR DENIM RAW、GS-RAW、G-RAW、RAW を保有し又は排他的ライセンスを有してきた。これらの商標を付してデザイン、製造、販売されている商品の中に、ARC の名称で知られるジーンズ、ROWDY として知られるスウェットシャツ、T シャツが含まれている。

一方、C 社は TIFFOSI 商標の下、ジーンズ、スウェット、T シャツをデザイン、製造、販売している。

2013 年 8 月 30 日、G 社はポルトガルの第一審裁判所に訴えを提起し、C 社に対し、著作権侵害行為、不正競争法違反行為の差止と損害賠償を求めた。G 社は、C 社によって製造されているジーンズ、スウェット、T シャツのデザインのいくつかは、G 社の ARC の名称で知られるジーンズ、ROWDY ジーンズと類似であり、G 社の衣服はオリジナルな知的創作であり、著作権法で保護される著作物に該当する、と主張した。これに対し、C 社は、G 社の衣服は著作権法によって保護される著作物には当たらないと反論した。

一審は G 社による上記の請求を認容した。C 社はリスボンの控訴裁判所（Tribunal da Relação de Lisboa [葡]; Court of Appeal, Lisbon）に控訴したが控訴は棄

---

2) 2001/29.

却された。控訴裁判所は、2009年の Infopaq 判決 (C-5/08)、2011年の Painer 判決 (C-145/10)における解釈をふまえた情報社会指令2条(a)<sup>3)</sup>に照らすと、ポルトガル著作権法 (Código do Direito de Autor e dos Direitos Conexos DL n.º 100/2017 [葡], de 23/08; Code on Copyright and Related Rights) 2条1(i)<sup>4)</sup>の著作物の定義規定(「1 ジャンル、表現形態、質、伝達手段、目的を問わず、文芸、学術、美術の範疇に属する知的創作であって以下のものを含む。(i) 応用美術、産業デザイン、デザイン作品のうち美的創作 (criação artística [葡]; artistic creation) をなすもの。産業財産権によって別途保護されているかは問わないものとする」)は、応用美術等は、オリジナル、すなわち著作者自身の知的創作の成果であれば、特段の審美的または美的価値を有しているかを要件とすることなく、著作権法の保護が及ぶと意味するものと解釈されなければならないと説示したうえで、G社の衣服は著作物であり、C社は著作権を侵害していると判断した。

C社が上告し、ポルトガルの最高裁判所 (Supremo Tribunal de Justiça [葡]; Supreme Court)は、まず、前提事実として、本件で問題となっているG-STARはG社の従業員等によってデザインされ著作権はG社に移転済みであること、G-STARは革新的なデザインと製造プロセスによるものであること、その特徴あるデザインがC社によって一部模倣されていること、を確定した。

そのうえで、最高裁は、ポルトガル著作権法2条1(i)は応用美術、産業

---

3) 加盟国に、著作者にその著作物について複製権を付与することを義務づける規定。情報社会指令には、著作物を定義する規定は存在しない。

4) 英訳 (判決文パラグラフ15) は以下の通り。

1. Intellectual creations in the literary, scientific and artistic fields, irrespective of their genre, form of expression, quality, mode of communication and objective, shall include, inter alia:

(i) Works of applied art, industrial designs and works of design which constitute an artistic creation, irrespective of the protection relating to industrial property

原文 (WIPO Lex 掲載) は以下の通り。

1. As criações intelectuais do domínio literário, científico e artístico, quaisquer que sejam o género, a forma de expressão, o mérito, o modo de comunicação e o objectivo, compreendem nomeadamente:

i) Obras de artes aplicadas, desenhos ou modelos industriais e obras de design que constituam criação artística, independentemente da protecção relativa à propriedade industrial



各写真のそれぞれ左側が G 社製品、右側が C 社製品。

António Corte-Real, Copyright for utilitarian designs: Advocate General proposes no stricter assessment in Cofemel case, <https://sgcr.pt/index.php/en/resources/news/item/202-copyright-for-utilitarian-designs-advocate-general-proposes-no-stricter-assess> より。

デザイン、デザイン作品を著作物のリストに明示しているものの、保護されるために必要なオリジナリティのレベルについては特定しておらず、この点について、ポルトガルの裁判例、学説においてもコンセンサスがないため、Infopaq、Painer 両判決において示された情報社会指令の解釈によると、応用美術について、文芸や美術の著作物と同様に、作者の知的創作の成果であるという意味でオリジナルであれば保護を及ぼすべきであるのか、それとも、特定の程度の審美的又は美術的価値の存在を保護の要件とできるのか、不明であるとした。

このような状況の下、ポルトガル最高裁判所は、審理を中止して、ECJ に以下の 2 点について先行判決を求めた。

問題 1 欧州連合司法裁判所の解釈によると、情報社会指令 2 条 (a) は、本件で問題となっているポルトガル著作権法 2 条 1 (i) のように、応用美術、産業デザイン、デザイン作品のうち、その実用的な目的を超えた、審美的な観

点からの視覚的に特段の効果を生むものについて著作権法による保護を与える加盟国の法制を排除するか。

問題2 欧州連合司法裁判所の解釈によると、情報社会指令2条(a)は、本件で問題となっているポルトガル著作権法2条1(i)のように、応用美術、産業デザイン、デザイン作品について、その美的特性についてのきわめて厳格な評価を通じ、文化的サークルでの支配的見解を加味しつつ美的創作あるいは美術作品であるといえる場合に著作権法による保護を与える法制を排除するか。

### 3 法務官意見

2019年5月2日、先行判決に先立ち、Szpuner 法務官<sup>5)</sup>による意見(以下「法務官意見」)が出された。

#### (1) 応用美術の特性と著作権法、デザイン権との重畳的保護

デザインを著作権法によって保護することによる二つの本来的な危険は、保護が過剰となること、経済的競争への制約となることにある。そのため、多くの法制では著作権の保護を美術的価値のあるデザインに限定している。ドイツ法における段階理論(Stufentheorie)<sup>6)</sup>、イギリス法における保護期間の制限<sup>7)</sup>

---

5) Silesia 大学(ポーランド共和国)教授(ヨーロッパ法・国際私法)。法務官は、裁判所の構成員であるが、裁判官ではない。司法裁判所の任務遂行を補佐するため、完全に公平かつ独立の立場から判決の前段階で理由を付した意見を公に提示する。法務官意見は司法裁判所を拘束しないが、高い権威と事実上の影響力を有する。司法裁判所の構成員が公開の法廷で表明する理由付き意見を構成する(庄司・前掲注1・132頁)。

6) ドイツでは、2013年に、最高裁「誕生日列車」事件において放棄されるまで、応用美術については他の著作物と異なる保護基準である段階理論が適用されていた。本山雅弘「応用美術に関するドイツ段階理論の消滅とわが解釈論への示唆」L&T 64号41頁(2014年)。

7) イギリスでは、2013年の法改正によって廃止されるまで、産業上利用される美術意匠の著作権保護期間は最初に市場に置かれた年の翌年の1月1日から起算して25年間に制限されていた(旧CDPA52条)。今村哲也「イギリスにおける応用美術の保護について」著作権研究43号54頁(2016年)。

がその例である（パラグラフ3）。

他方、応用美術の中には高度のオリジナリティがあるものもあることは事実である。アールデコやバウハウスのような分野におけるスタイルを考えれば自明である。同様に、本件で問題となっている服飾分野もオートクチュール作品はむしろ美術品に近い。このため、機能的性質を有するというだけの理由で応用美術を一切著作権により保護しないことは正当化できない。さらに、著作権で保護されている他の作品の中には、知的創作であると同時に実用目的もあるものがある（パラグラフ4）。

したがって、現在のEU法制が、フランス学説において発展した美の一体性の精神<sup>8)</sup>に則り、応用美術を独自立法（*sui generis regime*）と著作権で重疊的に保護する選択をしていることも不適切ではない。しかし、それぞれの保護制度の自律性と目的を確保する必要がある（パラグラフ5）。

## （2）国際条約、EU法、本件で問題となるポルトガル法

ベルヌ条約2条（1）は、文学的及び美術的著作物の例示として応用美術の著作物を挙げ、同条（7）は、「応用美術の著作物及び意匠に関する法令の適用範囲並びにそれらの著作物及び意匠の保護の条件は、7条（4）の規定に従うことを条件として、同盟国の法令の定めるところによる。本国において専ら意匠として保護される著作物については、他の同盟国において、その国において意匠に与えられる特別の保護しか要求することができない。ただし、その国においてそのような特別の保護が与えられない場合には、それらの著作物は、美術的著作物として保護される。」と規定している（パラグラフ7）。

TRIPs協定25条1項は、「加盟国は、独自に創作された新規性又は独創性のある意匠の保護について定める。」とする（パラグラフ8）。

EU意匠保護指令（Directive of European Parliament and of the Council of 13 October 1998 on the legal protection of designs, OJ1998L289）<sup>9)</sup>17条（著作権との関係）は、「あ

8) フランスにおける美の一体性理論について、駒田泰土「応用美術－それはカテゴリーではなく、利用方法のことである」著作権研究43号28頁（2016年）。

る加盟国において、又は関して本指令に従って登録された意匠権によって保護される意匠は、その意匠が創作され、又はある形に決められた日から当該加盟国の著作権法に基づく保護を取得する資格も有するものとする。要求される独創性の程度を含む、かかる保護が与えられるための条件及び保護の範囲は、各加盟国が決定するものとする。」<sup>10)</sup>と規定している（パラグラフ9）。

EU 情報社会指令は、加盟国に、著作者（author）に、その著作物（work）について、方法、形式、全部又は一部を、直接的、間接的、一時的、永久的に複製を許諾又は禁止する排他的権利を与えることを義務づけ（同司令2条（a））、同司令の規定は、デザイン権には影響を与えないと規定している（同司令9条）（パラグラフ10）。

情報社会指令9条は、同司令は、意匠権に関する規定に影響を与えないと規定する（パラグラフ11）。

EU 意匠規則（Council Regulation No 6/2002 of 12 December 2001 on Community Designs, OJ 2002 L3）<sup>11)</sup> 96条2項（国内法を基礎とする他の保護方式との関係）は、「共同体意匠によって保護される意匠は、当該意匠が創作され又はある形に決められた日から、加盟国の著作権法に基づく保護も受ける資格を有するものとする。保護を付与する範囲及び保護を付与するための条件は、必要とされる独創性の程度を含め、各加盟国が決定するものとする。」と規定している（パラグラフ12）。

ポルトガル著作権法2（1）（i）は、「1 ジャンル、表現形態、質、伝達手段、目的を問わず、文芸、学術、美術の範疇に属する知的創作であって以下のものを含む。（i）応用美術、産業デザイン、デザイン作品のうち美的創作（criação artística [葡]; artistic creation）をなすもの。産業財産権によって別途保護されているかは問わないものとする」と規定している（パラグラフ13）。

---

9) 意匠保護指令は、加盟国の国内意匠法を調和させる目的で、1998年に採択された。

10) 「欧州共同体 意匠保護に関する指令」（特許庁 HP）。

11) EU 意匠規則は、共同体全域に効力が及ぶ共同体意匠の保護制度を創設するものであり、2001年に採択された。



### (3) 著作物性に関する ECJ の判例

情報社会指令 2 条 (a) は何を著作物とみなすべきか定義していない。著作者にその著作物の複製について排他的権利を認めているだけである。チェコ政府が指摘するとおり、加盟国間の著作権制度にあまりに隔たりがあったため、一致した定義は規定できなかった（パラグラフ 23）。統一した著作物概念は制度にとって必須であり、早晚 ECJ は著作物の定義の欠落を埋めることを求められる定めであった（パラグラフ 24）。

情報社会指令には著作物の定義はなく、著作物の定義について加盟国の法も参照されていないという点において、著作物は、EU 法の自律的概念（autonomous concept）である。ECJ の先例によれば、ある対象が著作物とされるためには、著者自身の知的創作であるという意味でオリジナルである必要がある（Infopaq 事件）。しかし、これは EU 法によって発明された定義ではなく、少なくとも大陸法系の著作権法の国のほとんどにおいて見られる（パラグラフ 25）。

この定義は後の ECJ の判例によって発展し、知的創作とは著者の人格の反映であることを意味すると説明されている。著者の人格の反映は、著者が著作物を生み出すにあたり自由で創作的な選択を行うことを通じて創作能力を発揮することができたときに生ずる。対象物の一部の表現が技術的機能によって規定されているときは、オリジナリティの基準は充たされない。この場合、あるアイデアを表す方法は限定されており、アイデアと表現を区別できないからである（パラグラフ 26）。

### (4) デザインについても他の著作物と同一の著作物性基準が適用される

ECJ の判例によって定立された著作者の知的創作についての基準は、すべてのカテゴリの著作物に適用されることは自明である。このことは、情報社会指令を加盟国に統一的に適用するためにも必要である。この基準を産業デザインに適用しない理由はない（パラグラフ 29）。

EU 意匠保護指令 17 条、EU 意匠理事会規則 96 条 2 項は、意匠法と著作権

法による重複的保護を認めたものである。すなわち、応用美術はデザインとして独自立法により保護を受けているという理由で著作権法による保護から排除されてはならないということである。

一方、これらの規定は、情報社会指令その他の EU の著作権法関連の指令を除外するものではない（パラグラフ 48）。

EU 意匠規則のような独自立法によるデザイン保護は、保護対象の特性によく適応している。すなわち、日常的、実用的で大量生産されるが、保護に値するオリジナルで美的な特性である。保護はデザインの開発への投資の回収に十分な期間だけ与えられるため、競争を過度に制限しない。同様に、オリジナリティと新規性という要件、全体の視覚的印象という侵害成立基準も、デザインの市場の状況に適合的である（パラグラフ 51）。

同一の対象について、あまりに簡単に著作権によって保護してしまうと、著作権は保護のための手続きも不要で、新規性の要件もなく創作と同時に権利が発生し、デザインの権利を有する者の利益という点からすると事実上永久であるため、著作権が独自立法の仕組みに置き換わってしまう危険がある。このことはいくつかの否定的な効果がある。日常的な創作物を保護することによる著作権の切り下げと、保護期間が過剰であることによる競争の制限と、デザイン保護が消滅済のデザインが著作権によって保護されるかが競争者にとって予測困難であるという意味での法的不安定性、である（パラグラフ 52）。

このような懸念が上記の域内諸国の応用美術に対する著作権保護の制限の理由であろう。しかし、すでに指摘したとおり、そのような制限には EU 法上の根拠はなく、応用美術も他のカテゴリの作品と同様、知的創作として保護されるのである（パラグラフ 53）。

#### **(5) 著作物を他の著作物と同様の基準で保護することによる弊害はアイデアと表現の区別等既存の法理を適用することで解消可能である**

私は、域内諸国が著作権の適用を厳格にすることによって、著作権と独自立法の組合せから生ずる弊害をかなり克服できると考える（パラグラフ 54）。

著作権法とデザイン法は別の目的を有している。デザイン法はデザイン開発への投資を競争者による模倣から守る。他方、著作権法は、競争に対する保護は考慮しない。逆に、対話と、インスピレーション、再構成が知的創作に本来的なものであり、著作権はこれらを阻害しない。少なくとも財産的に関する限り、著作権は、当該著作物自体を第三者に邪魔されずに経済的に利用する可能性を保護するものである（パラグラフ 55）。

オリジナリティの閾値（threshold）は通常はさほど高いものではないが、まったく存在しないわけではない。保護を受けるためには、作者の努力は自由で創作的である必要がある。機械的な帰結に制約された結果や、まったく創作的でない作品は保護されない。実用品が保護されるためには他のカテゴリの著作物に比べて特段高い美術的レベルを示している必要はなく、著者自身の知的創作であれば足りる（パラグラフ 57）。

著作権が保護するのは表現だけである。応用美術については、私の考えでは、アイデアと表現の区別によって著作権による反競争の効果を軽減できる。たとえば、ポルトガルの裁判で問題となっている作品をみてみよう（パラグラフ 58）。

ポルトガルの訴訟において保護が求められているのは、いくつかの要素から成るスウェットとTシャツのデザインと、3つの生地が裁断され縫い合わされたジーンズのデザインである（パラグラフ 59）。

これらの作品を保護対象とするか侵害を認めるかの判断は、もとより、ポルトガル裁判所の管轄である。しかし、私としては、Cofemel が保護を主張している形状、色彩、言葉、数字の配置、色の組み合わせ、胃のあたりにポケットがついていること、3つの生地が組み合わされていること、といった特徴は、他の表現が可能なアイデア、あるいは実際のな解決（practical solutions）であり、著作権によって保護されるべきではない（注 48 スウェットの背中にポケットが付いていてもあまり役に立たないであろう）（パラグラフ 60）。

## (6) 結論

問題 1 について。情報社会指令 2 条 (a) は、加盟国の著作権法が、他のカテゴリの作品に求められるものを超えた美的特性を有する場合にのみ産業デザインを著作物として保護することを許容しない。

問題 2 について。著作権によって産業デザインを保護すべきか判断するに際し、加盟国の裁判所は著作権法特有の目的及び仕組み、たとえば、アイデアは保護せず表現だけを保護すること、および排他的権利侵害の基準を考慮に入れる必要がある。これに対し、加盟国裁判所は、デザインの著作権保護に特有の基準を適用することはできない。

## 4 先行判決

2019 年 9 月 12 日、先行判決が下された（第三小法廷）。判決原案の起案者（Rapporteur）は、Malenovský 判事<sup>12)</sup>である。

### (1) 著作物性に関する ECJ の判例

著作物性は EU 法の自律的概念であり、統一的に解釈適用される必要がある。2つの要件から成り、第一に、著作者の知的創作であるという意味でオリジナルでなければならない。第二に、そのような創作の表現といえる部分が著作物である（パラグラフ 29）。

第一の要件についての確立した先例によると、オリジナルといえるためには、著者の自由で創作的な選択として、人格が反映されていれば足りる（パラグラフ 30）。

当該対象物の作成が技術的要請、ルールによって制約されており、創作的な自由の余地がない場合には、オリジナルな著作物とはいえない（パラグラフ 31）。

---

12) Masaryk 大学（チェコ共和国）教授（国際公法）。同判事は、本件において先例とされる Infopaq 事件判決においても起案者を務めている。

第二の要件については、当該対象が十分な精確性と客観性を以て特定可能なものであることが必要である（食品の味の著作物性を否定した Lovola Hengelo 事件判決を引用）（パラグラフ 32）。

以上二つの要件を充たせば、情報社会指令にしたがって著作物としての保護を受ける。保護の程度は著者によって行われた創作の自由度によってかわることはない（パラグラフ 35）。

## （2）デザインは情報社会指令にいう著作物のカテゴリに含まれる

まず、デザインが、一般的に、情報社会指令にいう著作物に分類されるかという問題がある。この点で、EU 基本権憲章（Charter of Fundamental Rights of the European Union）17 条 2 項が、「知的財産は保護される」と規定していることに注意が必要である（パラグラフ 37）。

このため、知的財産であれば EU 法によって保護の対象になるが、すべてのカテゴリの知的財産が同じ保護を受けるわけではない（パラグラフ 38）。

EU 立法府はさまざまな知的財産の保護のための二次的立法を採択しており、その中には、情報社会指令に従う著作権法による保護を受ける著作物と、意匠指令、意匠規則によって保護を受けるデザインとがある（パラグラフ 39）。

これらの二次的立法においては、デザインとして保護を受ける対象は、一般的に、著作物として保護される対象物と同等の扱いは受けないと定められている（パラグラフ 40）。

このような立法政策、ベルヌ条約（EU は同条約の加盟国ではないが、加盟している WIPO 著作権条約 1 条 [4]<sup>13)</sup> によってベルヌ条約の順守義務を負う）2 条（7）にも適合的である（パラグラフ 41）。

同項は、加盟国に、産業デザインについての特別な保護を与えること、当該保護がベルヌ条約の対象である文芸美術の著作物に与えられる保護とは内容的に異なること、また、当該保護により文芸美術の著作物としての保護を排除す

---

13) 締約国は、ベルヌ条約第 1 条から第 21 条までの規定及び同条約の附属書の規則を遵守する。

ること、当該制度の保護要件を設定することを認めている。同時に、同項は、著作権法とデザイン保護の特別法が重疊的であることを排除していない（パラグラフ 42）

このような背景において、EU では、デザイン特別法による保護と著作権法による保護は相互に排他的とされていないのである（パラグラフ 43）。

EU 意匠保護指令 17 条第一文は、ある加盟国において、又は関して本指令に従って登録された意匠権によって保護される意匠は、その意匠が創作され、又はある形に決められた日から当該加盟国の著作権法に基づく保護を取得する資格も有するものとする。また、同条第二文は、要求される独創性の程度を含む。かかる保護が与えられるための条件及び保護の範囲は、各加盟国が決定するものとする（パラグラフ 44）。

意匠保護指令前文 8 及び意匠理事会規則前文 32（「著作権法の完全な調和が欠如している現状においては、著作権保護の範囲及び当該保護を受けるための条件の制定は加盟諸国の自由に委ねながら、共同体意匠及び著作権法に基づく保護の累積に関する原則を制定することが重要である」）は、いずれも、明確に意匠保護法と著作権法の重複保護を認めている（パラグラフ 45）。

情報社会指令 9 条の表題が「他の規定の継続的適用」とされていること等からみて、少なくともデザインに関する保護法には影響を与えないことは明らかである（パラグラフ 46）。

したがって、パラグラフ 29 でふれた判例法上の二つの基準を充たすデザインは、情報社会指令にいう「著作物」であるといえる（パラグラフ 48）。

### （3）著作権法とデザイン保護法の目的・保護要件の相違

第一に、デザインの保護と著作権の保護は根本的に異なる目的を追求するものであり異なるルールに従うものである。法務官意見のパラグラフ 51 から 55 に述べられている通り、デザイン保護の目的は、新規性と識別性があり、機能的で大量生産が可能な対象を保護することにある。保護の期間は限定されているが、創作と製造に必要な投資の回収を確保しつつ、過度に競争を制限しない

十分な期間保護される。著作権は、保護期間は相当長く、著作物と性質づけられる対象に限られている（パラグラフ 50）。

法務官意見パラグラフ 52 にあるように、デザインとして保護される対象を著作権で保護することによって、二つの保護のそれぞれの目的と効果が損なわれることはあってはならない（パラグラフ 51）。

したがって、同一の対象物について二つの保護は累積的に認められるが、特定の場合のみに認められる（パラグラフ 52）。

第一に、審美的という言葉の通常の意味によると、デザインから生ずる審美的効果とは、デザインを目にする個人が経験する本質的に主観的な美的感覚（subjective sensation of beauty）である。そのような主観的な効果は、パラグラフ 32-34 で述べた判例が述べている意味で、精確性と客観性を備えて実在し特定可能な対象を特徴づけるものではない（パラグラフ 53）。

第二に、たしかに審美的考慮は創作活動において一つの役割を果たしている。しかし、あるデザインが美的効果を生じ得るという状況にあるからといって、そのこと自体から、ただちに、当該デザインが著者の自由な選択と人格性を反映した知的創作であり、パラグラフ 30 及び 31 で示したオリジナリティの要件を充たすと決定できるわけではないことも事実である（パラグラフ 54）。

本件のポルトガルにおける訴訟で問題となっている衣服のデザインのようなデザインが、その実用的な目的を超えた、審美的な観点からの視覚的に特段の効果を生むものであるかは、当該デザインが情報社会指令における著作物であることを正当化するものではない（パラグラフ 55）。

#### (4) 結論

問題 1 情報社会指令 2 条 (a) は、本件で問題となっている衣服のデザインのようなデザインのうち、その実用的な目的を超えた、審美的な観点からの視覚的に特段の効果を生むものについて著作権法による保護を与える加盟国の法制を排除する（パラグラフ 56）。

問題 2 問題については判断する必要を認めない（パラグラフ 57）。

## 5 本判決後の状況

### (1) 学説の反応

Elenora Rosati, CJEU rules that copyright protection for designs only requires sufficient originality, *Journal of Intellectual Property Law & Practice*, 2019, Vol.14, 931.

著者の Rosati 教授 (Stockholm 大学 [スウェーデン王国]) は、EU におけるオリジナリティ概念の研究<sup>14)</sup> から出発し、近時、矢継ぎ早に、ECJ 判例を通じた著作権法分野の法統一に関する包括的研究<sup>15)</sup>、EU 著作権法の基本概念に関するハンドブック (編集)<sup>16)</sup>、デジタル単一市場指令の注釈書<sup>17)</sup> を刊行する等、EU 著作権研究の第一人者としての地位を築きつつある。

同教授は、本判決について、デザインだけでなく他の著作権法の保護対象にも広く影響が及ぶ画期的判決であるとする。

まず、デザインに関する本判決の判断は、先行する判例によってすでに示されていた展開の自然な帰結といえる。すなわち、著作権の保護はオリジナリティの要件を充たすだけで生ずるというものである。それ以外は何も要らない。この解釈は伝統的に著作権の保護を芸術的又は美術的価値に依らしめてきた加盟国の法制を窓から放り出す (throws out of the window) ものであるが、同時にオリジナリティの判断は徹底的なものであることも示している。加盟国裁判所は、CJEU 判決が技術的特徴を考慮していることも念頭に置きつつ、何がデザインをオリジナルな作品とするかを特定する必要がある。デザインが著作物として保護されるためにオリジナリティ以外の基準を充たす必要がある加盟国にとっては、本判決は明らかにアプローチの変更を命ずるものとなる。

さらに、著作権法の他の保護対象についても、本判決の示唆するところは同

---

14) Originality in EU Copyright, 2013.

15) Copyright and the Court of Justice of the European Union, 2019.

16) The Routledge Handbook of EU Copyright Law, 2021.

17) Copyright in the Digital Single Market, 2021.



様に深いものがあると指摘する。

第一に、同判決によると、同判決に挙げられた客観的基準だけが満たされればよく、美的価値や意図を要求する余地はない。そのため、英国を例にとると、美術工芸のカテゴリの著作物については見直しが必要となる。Lukasfilm 事件で英国最高裁が採用したようなアプローチは今までよりさらに疑問ということになるであろう。

第二に、Levola 判決までの判例法と軌を一にして、Cofemel 判決は、著作物としての保護はカテゴリによって異なるということを明らかにしている。

Annette Kur, *Unité de l'art is here to stay – Cofemel and its consequences*, *Journal of Intellectual Property Law and Practice*, 2020, Vol.15, No.4, at 290.

著者の Kur 博士（マックスプランク研究所〔ドイツ連邦共和国〕）は、商標法、意匠法研究の国際的権威として著名である。「これからは美の一体性理論の時代」という表題の本稿において、博士は、以下のように本判決を手厳しく批判する。

① ECJ は、「著者の知的創作」の基準をすべての種類の著作物に適用されるべきであるとするが、もともと、この文言は、情報社会指令には用いられておらず、データベース保護指令 3 条 (1)、プログラム保護指令 1 条 (3)、保護期間指令 6 条において採用されているにすぎない。

② 意匠保護指令 17 条、意匠理事会規則 96 条 (2) によると、加盟国は、意匠として保護されるデザインについて著作物として保護しなければならないが、その要件の設定は各加盟国法に委ねられている。このことは、本判決が、デザインについても ECJ の先例と同一の基準を適用しようとする際に障害となるはずであるにもかかわらず、本判決はこれらの規定を無視して、加盟国は、Infopaq 事件と同様の ECJ 判例の基準を適用すべきであるとした。その際、本判決は、デザインの著作物性要件について ECJ 判例による統一的な基準を適用しても、意匠保護指令 17 条、意匠理事会規則 96 条 (2) には影響を与えないと述べているが、意匠理事会規則は、情報社会指令の発効後に成立しており、あえて加盟国による著作権保護の内容についての決定権を留保していることに

照らすと、疑問である。

③ ECJ にはジレンマがあったのではない。一方では、当然のことながら、ECJ としては Infopaq で提示した基準をその後の判例においてなるべく拡大することにより加盟国著作権法の調和を実現したいと望んでいる。他方、本件でリスボンの控訴裁裁判所が、ECJ がこれまで他の著作物について採用してきた「著者の知的創作」の基準をデザインにも適用し、結論として本件の T シャツ等の著作物性を認めていることに対して、ECJ、そして法務官は、このような結果は当然（妥当）ではない、ということ指摘する必要を感じたのではない。そこで、法務官意見、先行判決ともに、デザイン権と著作権は重畳適用されるのは、「特定の場合」（先行判決パラグラフ 52、法務官意見パラグラフ 50）であると述べている。この言葉には、「本件のような場合はここでいう「特定の場合」ではない」（本件 T シャツ等のデザインの著作物性は認められるべきではない）という隠された意味があるのではないか。法務官は、本件については、アイデアと表現の区別によって著作物性を否定することも可能であると述べている。

④ Cofemel 判決の実際の影響はあまり大きくないという見方もできる。今後、ECJ 判例の基準を実際に適用するのは加盟国の裁判所であり、その際、応用美術はあまり安易に保護されるべきではないという Cofemel 判決の隠された意味を念頭に置きつつ、文言上は ECJ の基準に従うことも可能である。

## (2) 機能的形態に関する ECJ 先行判決

2020 年 6 月 11 日、ECJ は、英国 Brompton Bicycle Ltd 社の折り畳み自転車の機能的な形状に関するベルギー裁判所からの先行判決の付託に応え、以下のように説示した<sup>18)</sup>。情報社会指令によると、商品の形状は、その形状の少なくとも一部が特定の技術的結果を得るために必須なものであるとしても、当該商品が知的創作の成果物としてオリジナルな著作物である場合には、著作物と

---

18) Brompton Bicycle Ltd v Chedech/Get2Get, C-833/18, EU:C: 2020:461.



左が Brompton Bicycle 社の自転車、右が Get2Get 社の自転車。  
Elenora Rosati, BREAKING: CLEU rules that a functional shape may be protected by copyright in so far as it is original, The IP Kat, BREAKING: CJEU rules that a functional shape may be protected by copyright in so far as it is original - The IPKat (ipkitten.blogspot.com) より。

して保護を受ける。オリジナルな著作物であるとは、著者が自由に創作的な選択を行い当該形態に彼の人格が表現されていることをいう。

Cofemel 判決においてデザインにも拡張が認められた著作物性の基準に従い、実用性によって一部規定されたデザインであっても、なお著者の自由に創作的な選択の余地が残されている限り、著作物と認めるべきであるとの判断である。

### (3) 結びにかえて

ECJ の先行判決付託制度は、加盟国裁判所から付託された特定の論点についての法的解釈を示すにとどまり、当該紛争自体を解決するものではない。Cofemel 判決は、ポルトガルの裁判所の付託に応え、一般論として、加盟国裁判所は、デザインの著作物性についてオリジナリティのみを基準とすべきである（特段の美的効果を有するかを考慮すべきではない）と説示したものであり、問題となった T シャツ等のデザインが結論として著作物であるかの決定は、先行判決をふまえ、ポルトガルの裁判所が決定することになる。

建前はこのようなものであるが、Kur 博士が指摘するとおり、Cofemel 判決の行間には、(ECJ に与えられた権限を超えて) 本件の T シャツの著作物性についての ECJ の疑念が窺われる。そのことが、判決のある種の読みにくさを生

んでいると考えられる。国内裁判所と ECJ という二重構造に伴う点であろう。

今後、Cofemel 判決をふまえて加盟国の裁判所がデザインの著作物性についてどのような判断を行うかが注目される。